

令和 2 年度 入札制度等の改正について

令和 2 年 3 月 23 日 勝山市総務部総務課

1. 入札時における現場代理人の兼務件数の拡大ほか

(1)現在の取扱い

現場代理人が兼務できる工事は、請負金額が 250 万円以上で 2 件まで。ただし、2 件の合計金額が 2,500 万円未満としている。

(2)改正内容

- ・現場代理人が兼務できる工事本数を増やし、受注者の受注機会の拡大を図るため、すべて勝山市発注工事に限り、各々の工事の請負金額が 3,500 万円未満(建築一式工事の場合は 7,000 万円未満)の場合は 3 件まで兼務可能とする。ただし、請負金額 250 万円以上を対象とする。
- ・近接工事における現場代理人の配置要件を追加する。
- ・災害復旧工事の場合はカウントしない。

(3)適用時期

令和 2 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

(4)入札説明書の記載内容

○請負金額 250 万円以上の工事に配置する現場代理人が兼務できる工事は、事前審査型入札の場合は資格確認の日、事後審査型入札の場合は開札日において、次の①～④のすべてを満たす場合に限り 3 件までとする。(近接工事の場合は合わせて 1 件とみなす。)

- ①勝山市発注工事であること。
- ②兼務する各々の工事の請負金額が 3,500 万円未満(税込)であること。(建築一式工事の場合は、7,000 万円未満(税込)であること。)ただし、近接工事の場合は、各々の工事の請負金額の合計が 3,500 万円未満(税込)であること。
- ③勝山市以外の発注工事で請負金額が 500 万円以上の現場代理人に配置されていないこと。
- ④勝山市又は勝山市以外の発注工事の専任の主任技術者又は監理技術者に配置されていないこと。

※ただし、災害復旧工事(応急復旧工事を含む。以下同じ。)については、兼務できる工事の件数に含めない。また、災害復旧工事には、勝山市以外の発注工事を含める。

2. 前払金の請求書類の変更

(1)現在の取扱い

前払金の請求は、受注者から「施工計画書」、「保証事業会社の保証書」、「前払金請求書」の 3 点の書類の提出を受けてから、前払金を支払っている。

(2)改正内容

受注者の着工資金の円滑な供給を図るため、前払金の請求書類は、「保証事業会社の保証書」、「前払金請求書」の 2 点とする。

(3)適用時期

令和 2 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

3. 簡易型工事費内訳書の適用金額の拡大

(1)現在の取扱い

設計金額 130 万円以上の入札に付す建設工事において、工事費内訳書の作成および提出を義務付けているが、市では参考様式として設計金額が 250 万円未満は簡易型、250 万円以上は設計書型を作成している。

(2)改正内容

簡易型の適用金額を 1,500 万円未満まで引き上げる。

(3)適用時期

令和 2 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

4. 総合評価落札方式における「地域のボランティア活動」の評価の追加

(1)現在の取扱い

入札参加事業者が実施する地域のボランティア活動を評価する項目はない。

(2)改正内容

地域の行事の協力などの地域貢献活動を評価するため、③環境美化行事に「市や公民館が主催または共催する行事のボランティア活動」を含める。

(2)適用時期

令和 2 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

5. 機械類の工事の発注方法の変更

(1)現在の取扱い

機械類の工事は、管工事で発注している。

(2)改正内容

機械類をメインとした工事は、令和 3 年 4 月 1 日から機械器具設置工事で発注する。

(3)適用時期

令和 3 年 4 月 1 日以降に発注する案件から適用する。

※確認事項

6. 建築物の配管工事における配管技能士資格について

(1) 確認事項

建築物における配管工事については、「配管技能士」の資格を必要とする。（「平成 31 年 4 月 1 日からの入札制度の改正について(平成 31 年 3 月 25 日更新)」において公表済み）

(2) 適用時期

令和 2 年 4 月 1 日以降に発注する案件から適用する。

(3) 入札公告の記載例

○入札参加条件(技術者等)

勝山市に管工事業に係る主任技術者として登録されている者を配置できること。

○入札参加条件(その他)

配管技能士(1級または2級)の資格を有する者(自社と雇用関係が確認できる者に限る。)をこの工事の現場に配置できること。